

## 任期付職員（特殊関税等調査室）の募集について

令和 7 年 3 月 1 0 日  
貿易経済安全保障局  
特殊関税等調査室

経済産業省 貿易経済安全保障局 特殊関税等調査室では、不公正な貿易取引を是正し、国内企業が公正な競争を行うことができる市場環境を整えるため、WTO 協定及び関税定率法等の国内法令に基づき、アンチダンピング措置をはじめとする貿易救済措置に関する調査を行っています。

当室では、当該調査業務を担当する職員を募集しております。下記の要領によりご応募ください。

### 1. 応募資格

我が国又は欧米における公認会計士の資格若しくは法曹資格を有する者で、会計・経理・財務実務の経験その他会計一般に関する専門知識・経験又は通商法実務に関する専門知識・経験を有し、業務に関心を有する者。

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

（１）日本の国籍を有しない者

（２）国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

②一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 2. 募集人数

1 名程度

### 3. 採用期間

令和7年7月から2年間で予定（延長の可能性あり）。本人の希望を考慮して調整します。

### 4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、実績等を考慮の上、決定します。勤務地は経済産業省本省（東京都千代田区霞が関）です。通常の勤務時間は9：30～18：15（週5日、土日祝日を除く）となりますが、本人の希望に応じて、その他の勤務時間区分も選択可能です。

### 5. 業務内容

以下の（１）・（２）の業務範囲を想定していますが、全体の業務の状況、本人の希望等を踏まえて決定します。

- （１）貿易救済措置に係る調査業務のうち、利害関係者等に対する質問状の作成、企業の財務データの財務会計分析（動向分析、要因分析）、企業の商品販売データ・販売関係書類等の検証分析及び分析（海外輸出企業等に対する現地調査を含む。）、分析結果に基づく調査報告書の作成、論点整理等を行う。必要に応じて、外部の通商関係弁護士、公認会計士、海外の調査当局等との調整等を行う。
- （２）貿易救済措置に関する潜在的需要を喚起するため、産業界、本邦企業との協議を行うとともに、貿易救済措置の申請を検討している企業等に対し、申請に当たって必要となる情報に関して会計・経理・財務的見地又は法的見地からの助言等を行う。

### 6. 応募方法

履歴書（写真貼付）及びA4用紙1～2枚程度に職務経歴及び応募理由をまとめたもの（様式自由）を、電子メールまたは郵送にて下記まで提出してください。

### 7. 応募締切

令和7年5月9日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

## 8. 選考方式

書類選考の後、若干名に対し面接を行います。書類選考には1～2週間程度かかります。なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

## 9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報は、この採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

## 10. 応募書類の提出先及びお問い合わせ先

経済産業省 貿易経済安全保障局 特殊関税等調査室 担当：永井

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話 03-3501-3462

電子メール [bzl-meti\\_tokkan\\_saiyou@meti.go.jp](mailto:bzl-meti_tokkan_saiyou@meti.go.jp)